

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年1月8日付けで行った「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時の時点で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近での職務を命じた書類及びその復命書類等全て」の開示請求について、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成25年12月25日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、
- ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時の時点で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近での職務を命じた書類及びその復命書類等全て
 - イ 上記地点における平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、
 - (ア) 規制時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
 - (イ) 規制時間帯におきた交通事故の日時と内容が特定できるもの
 - (ウ) (ア) 以外の時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
 - (エ) (イ) 以外の時間帯の交通事故の日時と内容が特定できるもの
 - (オ) 取締りの実施計画及び報告に関するもの
 - ウ 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの〇〇〇警察署管内の各スクールゾーンにおける、前述のイ(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
 - エ 交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇〇）に関する以下のもの
 - (ア) 平成24年12月6日、(イ) 7日、(ウ) 10日に作成した書類
 - (エ) 平成24年12月20日に対応した時の記録

- (オ) 平成24年1月7日に〇〇〇が提出した質問書
- (カ) 質問書の回答のための起案決裁文書・その下書きや準備メモ・その他
- (キ) 現場検証の呼出状及びその発出手続に関する起案決裁文書
- (ク) 現場検証の記録
- (ケ) 違反事実を示す証拠
- (コ) 違反に伴う加点の手続等全て

オ 〇〇警官（上記事件の関係者）に関わる以下のもの

- (ア) 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、出勤簿等
- (イ) 12月10日に言った「違反者を逮捕した」ことを示す証拠書類
- (ウ) 12月10日の調書作成に用いた関係のメモ

の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求のアに対して、平成26年1月8日付けで、開示請求された公文書の存否を答えることは公共の安全と秩序の維持及び警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報を開示することとなるためその存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年3月6日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年5月21日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年6月26日及び7月24日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成26年9月16日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

警察官が命を受けて公務の執行に当たったことを示す重要な文書のはずである。さらに、その復命をすることは職務専念義務に鑑みて当然のことである。その文書の存否を開示しないことは違法性をも疑われる。一方、取締りに当たった場所と時間と警察官を一般に公開することでスクールゾーンであることを広く知らせ、公共の安全と秩序の維持が強化される。当日の取締りに違法性がなく有益でなければ、例えば「ねずみ取り」とやゆされる秘密裡に行う交通行政のように善良なる市民の反感を買うことはあっても事件・事故の防止にはつながらず、むしろ当該区域への進入を漫然と見逃して事故を誘発しているとさえ言え、不適切である。

以上より、今後の公務執行に支障を及ぼすとは考えにくく、不開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考ええる。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求のAは、特定の日時及び場所における警察職員の職務について、これを命じた書類及びその復命書類等全ての文書の開示を求めるものである。

このような開示請求に対して対象文書の存否を明らかにするとことは、特定の日時及び場所において警察職員が何らかの職務執行をした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせることになる。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

本件開示請求のアにおいて、仮に対象文書を条例所定の不開示事由該当を理由に不開示とする処分をしたとしても、同処分は同文書が存在していることを前提としてのものであるから、そのことによって、特定日時及び場所において警察職員が何らかの職務執行を行っていることが明らかとなる。また、仮に同文書が不存在であることを理由に不開示とする処分をしたとしても、同処分により、特定日時及び場所において警察職員が職務執行を行っていないことが明らかにされることとなる。そうすると、警察の職務には情報収集活動も含まれており、本件開示請求に対し不開示決定をしたとしても、対象文書の存在又は不存在を明らかにした場合には、当該情報収集活動が阻害され、犯罪の予防、鎮圧その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性が生じるとともに、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第10条第3号にいう犯罪の予防や鎮圧をはじめ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当な理由がある情報であるとともに、同条5号にいう警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

(3) 存否応答拒否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

したがって、上記4の(2)のとおり、本件存否情報は条例第10条第3号及び第5号の不開示情報に該当することから、条例第13条により開示請求を拒否したものである。

(4) 実施機関は上記に記載した判断を経て本件処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件開示請求のAに対して開示請求された公文書の存否を答えることは条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報を開示することとなるため条例第13条に基づきその存否を明らかにすることはできないとして行った本件処分を不服として、審査請求人がその取消しを求めているものである。

当審査会において、公文書開示請求書、審査請求書及び審査請求人の口頭意見陳述における発言内容を確認したところ、本件開示請求のAにおける職務の範囲は、交通取締りに限られるものと認められる。

そこで、当審査会は、本件存否情報を「特定の日時及び場所において警察職員が交通取締りをした事実の有無」として、本件存否情報の不開示情報該当性について検討を行う。

(2) 本件存否情報の条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。

交通違反を取り締まる上では、いつ、どこで取締りが行われているのか、運転者が予測できないことにより実効性が確保されるものと考えられる。

交通取締りを実施する時間及び場所については、取締り現場における安全性の確保や道路交通への影響等を総合的に検討して選定しているものであり、無制限に行うことができるものではないと認められる。

そのため、交通取締りの日時及び場所が公にされるとすれば、同様の開示請求が多数かつ探索的に行われた場合、交通取締りの行われた日時及び場所が類型的に明らかとなり、将来における交通取締りの日時及び場所を推測することが容易となる。その結果、悪質な運転者等が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、交通取締りを行っている日時及び場所以外では、取締りを逃れ、違法行為を誘発しあるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

(3) 存否応答拒否の適否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求がなされた場合、通常は請求に係る公文書が存在すればそれを対象公文書として特定し開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在しなければ不存在を理由として不開示の決定がなされる。このように、情報公開制度の下では、文書の存否が明らかにされた上で決定がなされるというのが原則である。しかしながら、存否自体を明らかにしがたい特定の個人の病歴や犯罪歴などセンシティブな情報の請求や、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求など、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が不開示情報を定める条例第10条各号の規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に条例第13条は当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求のアに係る公文書について、不存在を理由に不開示決定をすると特

定の日時及び場所において交通取締りが行われていないことが明らかとなり、逆に本件開示請求のAに係る公文書が存在することを前提に開示・不開示の決定をすると特定の日時及び場所において交通取締りが行われていたことが明らかとなる。

よって、本件開示請求のAに係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第3号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第13条の規定に基づき不開示とした本件処分は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 5月21日	諮問を受ける（諮問第252号）
平成26年 5月21日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 6月26日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第94回審査会）
平成26年 7月24日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第95回審査会）
平成26年 9月16日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第一部会第96回審査会）
平成26年11月13日	審議（第一部会第97回審査会）
平成26年12月11日	審議（第一部会第98回審査会）
平成27年 1月29日	答申